

みらいニュ

平成 26 年 2月7日号

Vol.44

戸籍と住民票

戸籍謄本と住民票とはどう違うの でしょうか。戸籍謄本は、人の生年 月日や身分関係が記載されている 戸籍簿の写しです。住民票は、人の 住所や名前が記載されている住民 基本台帳の写しです。どちらも法律 に基づいて作成されています。



戸籍と住民基本台帳の作成

戸籍は、市町村長が作成し、同じ 本籍の夫婦と子どもごとに作成され ます。戸籍には、氏名、出生日、戸 籍に入った原因(誕生、婚姻、養子 縁組など)、実父母の氏名、養子の 場合の養親の名前、夫婦について は、夫または妻である旨、他の戸籍 から入った者については、その戸籍 などの記載があります。この戸籍 は、本籍地のある市町村役場に保 管してあります。

一方、住民基本台帳は、市町村 長が個人を単位として世帯ごとに作 成します。住民基本台帳には、氏 名、出生日、男女の別、世帯主、世 帯員との続柄、本籍、住民となった 日、住所、などが記載されていま す。

戸籍の届出

ところで、戸籍の届出については、創 設的届出と報告的届出があります。創 設的届出は、届出によって身分関係が 発生、変更、消滅するもので、婚姻、離 婚、養子縁組などの届出です。報告的 届出とは、既に発生した事実あるいは 身分関係を戸籍に記載させるもので す。出生や死亡や裁判による離婚や認 知などです。

住所の記載

次に、住所については、住民基本台 帳には住所の記載がありますが、戸籍 には記載がありません。



請求する人の制限

このように、戸籍や住民基本台帳に はプライバシーに関する事項が記載さ れているため、その写しを市町村に請 求するには、戸籍については、本人、配 偶者、直系尊属(父母や祖父母など)あ るいは直系卑属(子や孫等)以外の人 が請求するには、制限があります。ま た、住民票についても自己と同一世帯 にある人(世帯員)以外の人が請求す るには制限があります。 (二國則昭)

今月の つぶやき 弁護士J

万歩計を買いました。 一日一万歩をめざし て、歩きます。

平成26年2月・3月の 相談会・講演会等のご案内

- ●「反貧困ネットワーク広島 春の講演会 ~若者をブラック企業から守るために」 2月15日(土)①棗一郎弁護士による 講演会:13時30分~15時 ②労働弁 護士による無料労働相談:15時30分 ~17時 /場所:広島弁護士会館5階 (講演会)と3階(労働相談)/講演会 につき資料代500円が必要・予約不要 /主催&問合せ:NPO法人反貧困ネ ットワーク広島 TEL:082-227-8181
- ●「市民講座~生活笑高座 パート2 弁護士がコントに挑戦?暮らしの中の トラブルを笑いの中で解決します!」 2月16日(日)13時30分~/場所:広 島弁護士会福山地区会館/入場無 料・予約不要/主催&問合せ:広島弁 護士会福山地区会事務局 TEL: 084-923-1798
- ●「広島医療事故110番」 2月22日(土)10時~15時

当日電話番号:082-511-7798 予約不要・相談料無料(通話料はご負 担ください)/電話相談で弁護士が概 要を聴取し、希望者には、後日弁護士 による面談相談(初回無料)を実施/ 主催:広島医療問題研究会

●「B型肝炎訴訟説明会(広島市安佐北区)」 3月8日(土)13時30分~15時30分 /場所:安佐北区民文化センター中会 議室/入場無料・予約不要/問合せ: 全国 B 型肝炎訴訟広島弁護団事務局 TEL: 082-223-6589



弁護士法人 広島みらい法律事

広島みらい 事務所 検索 ぞう

HP http://www.hiroshima-mirai.com/

広島本所 Hiroshima office 〒730-0013 広島市中区八丁掘2-31鴻池ビル9階

☎ 082-511-7772

【受付時間】9:00~18:00 (平日)

所属弁護士:二國則昭、定者吉人、見之越常治、 半澤茜、深田健介、橋本敬介

Onomichi office

尾道支所 〒722-0036 尾道市東御所町4-16尾道駅前ビル2階

☎ 0848-21-0045

【受付時間】9:00~17:30 (平日)

所属弁護士:成廣貴子、佐藤邦男

夜間や土日などの相談も受け付けております。 相談希望の方は、お気軽に電話でお問い合わせ下さい。

大竹支所

Otake office

〒739-0611 大竹市新町1丁目8-3 アーバンタワー大竹1階

ପ 0827-54-1222

【受付時間】9:00~17:30 (平日)

所属弁護士: 丸亀日出和